

千葉県医療審議会医療対策部会次第

日時：平成27年12月15日（火）

午後3時から午後4時30分まで

場所：プラザ菜の花 4階楨

1 開 会

2 挨拶

3 議 事

- (1) 部会長の選出について
- (2) 医師不足病院医師派遣促進事業について
- (3) 医師修学資金貸付制度について
- (4) その他

4 閉 会

千葉県医療審議会医療対策部会 座席表

日時 平成27年12月15日(火)
午後3時から午後4時30分まで
場所 プラザ菜の花 4階楢

土橋 委員
田畑 委員
部会長
山本 委員
加藤 委員

川越 委員					星野 委員
松岡 委員					能川 委員
吉田 委員					亀田 委員
梶原 委員					福山 委員
志賀 委員					藤澤 委員
戸谷 委員					増田 委員
上原 委員					

傍聴者席

報道関係者

出入口

(医療整備課)	(健康福祉政策課)	(病院局)
---------	-----------	-------

吉森主幹
新田室長
川島副参事
高岡医療整備課長
古元担当部長
鈴木健康福祉政策課長
中村政策室長
横山副病院局長
竹之内室長

(医療整備課)	(健康福祉政策課)	(病院局)
---------	-----------	-------

--	--	--

千葉県医療審議会 医療対策部会委員名簿

《平成27年6月12日現在》

委員区分	No	氏名	役職名
医師	1	田畑 陽一郎	(公社)千葉県医師会会長
	2	土橋 正彦	(公社)千葉県医師会副会長
	3	川越 一男	(公社)千葉県医師会副会長
	4	松岡 かおり	(公社)千葉県医師会理事
	5	吉田 象二	(公社)全国自治体病院協議会千葉県支部長
	6	三枝 一雄	(一社)千葉県民間病院協会理事長
	7	梶原 優	(一社)日本病院会千葉県支部監事
医療を受ける立場	8	志賀 直温	東金市長
	9	岩田 利雄	東庄町長
	10	戸谷 久子	千葉県国民健康保険団体連合会常務理事
	11	上原 和男	健康保険組合連合会千葉連合会会長
学識経験者	12	山本 修一	国立大学法人千葉大学医学部附属病院長
	13	加藤 誠	成田赤十字病院院長
	14	星野 恵美子	(公社)千葉県看護協会会長
	15	宮崎 美砂子	千葉大学大学院看護学研究科長・看護学部長
	16	能川 浩二	(独)労働者健康福祉機構千葉産業保健総合支援センター所長
専門委員	17	亀田 信介	亀田総合病院院長
	18	福山 悦男	(公社)千葉県国民健康保険直営診療施設協会副会長
	19	藤澤 武彦	(公財)ちば県民保健予防財団理事長
	20	増田 政久	(独)国立病院機構千葉医療センター院長
計		20人	

千葉県医療審議会運営要綱

(目的)

- 第1 この要綱は、医療法施行令（昭和23年政令第326号）に基づく、千葉県医療審議会（以下「審議会」という。）の運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(会長及び副会長)

- 第2 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。
- 2 会長は会務を総理する。
 - 3 会長に事故あるときは、副会長がその職務を行う。

(会議)

- 第3 審議会は、会長が招集する。
- 2 審議会は委員の過半数が出席しなければ会議を開き、議決を行うことができない。
 - 3 議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(部会)

- 第4 審議会に次の表の左欄に掲げる部会を置き、それぞれ同表右欄に掲げる事項を調査審議する。

医療法人部会	医療法人の設立・解散・合併認可等に関する事項
病院部会	病院の開設・増床等の取扱いに関する事項 地域医療支援病院の名称の承認等に関する事項
地域保健医療部会	千葉県保健医療計画に関する事項
医療対策部会	地域における医師確保に関する事項

- 2 審議会は、前項の事項以外の事項を調査審議するため、必要に応じてその他の部会を置くことができる。

- 3 部会に属すべき委員及び専門委員は、会長及び会長が指名した者とする。
- 4 部会に部会長を置き、部会に属する委員及び専門委員の互選により定める。部会長は、部会の会務を総理する。
- 5 第3の規定は、部会に準用する。この場合において「審議会」とあるのは「部会」と、「会長」とあるのは「部会長」と、「委員」とあるのは「委員及び専門委員」と読み替えるものとする。
- 6 部会における決議は、これを審議会の決議とする。ただし、部会長が必要と認めたときは審議会に付するものとする。

(庶務)

第5 審議会の庶務は、健康福祉部健康福祉政策課において処理する。

なお、医療法人部会、病院部会及び医療対策部会の庶務は、健康福祉部医療整備課において処理する。

(雑則)

第6 以上のほか、議事の手続き、その他審議会の運営に関して必要な事項は、会長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、昭和63年11月4日から施行する。
- 2 この要綱は、平成4年7月7日から施行し、平成4年4月1日から適用する。
- 3 この要綱は、平成6年11月21日から施行する。
- 4 この要綱は、平成9年3月17日から施行する。
- 5 この要綱は、平成11年9月17日から施行する。
- 6 この要綱は、平成12年4月1日から施行する。
- 7 この要綱は、平成18年12月27日から施行する。